

No.	亡くなられた方について	○印	手続き内容等	必要なもの	担当課
1 健康保険	一関市の国民健康保険に加入していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険葬祭費支給申請の手続きが必要です。</li> <li>葬祭費の申請者は喪主になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(該当者のみ) 資格確認書、限度額証、特定疾病療養受療証</li> <li>喪主の通帳等振込先口座を確認できるもの</li> <li>亡くなられた方と喪主のマイナンバーの分かる書類</li> <li>喪主が確認できるもの(会葬御礼状など)</li> </ul>	本庁：国保年金課 (1階) ☎ 0191-21-8343  支所：市民福祉課
	後期高齢者医療制度に加入していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証等は返却してください。</li> <li>葬祭費支給申請の手続きが必要です。</li> <li>葬祭費の申請者は喪主になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者資格確認書など</li> <li>(該当者のみ) 標準負担額減額認定証、限度額証、特定疾病療養受療証</li> <li>喪主の通帳等振込先口座を確認できるもの</li> </ul>	本庁：国保年金課 (1階) ☎ 0191-21-8343  支所：市民福祉課
	上記以外の健康保険に加入していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費及び過誤納保険料に係る相続人代表者の届出が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人代表者の通帳等振込先口座を確認できるもの</li> </ul>	本庁：国保年金課 (1階) ☎ 0191-21-8343  支所：市民福祉課
	上記以外の健康保険に加入していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先又は亡くなられた時点で加入されていた全国健康保険協会、各組合、各共済組合にお問い合わせください。</li> </ul>		勤務先又は全国健康保険協会、各組合、各共済組合
2 医療費受給者	医療費受給者証をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費受給者証を返却してください。</li> <li>医療費受給者資格喪失の手続きが必要です。</li> <li>資格喪失届の申請者は相続人代表者になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費受給者証</li> <li>相続人の通帳等振込先口座を確認できるもの</li> <li>亡くなられた方と相続人代表者のマイナンバーの分かる書類</li> </ul>	本庁：国保年金課 (1階) ☎ 0191-21-8316  支所：市民福祉課
3 年金	20歳以上ですか。	はい ・ いいえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給(加入)されていた年金の種類により手続きが異なります。</li> <li>死亡届、死亡一時金、未支給年金支給請求等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給(加入)されていた年金の種類がご不明な場合には、一関年金事務所へご相談いただくと手続きがスムーズになります。</li> <li>一関年金事務所： 0191-23-4246</li> </ul>	本庁：国保年金課 (1階) ☎ 0191-21-8316  支所：市民福祉課
4 飼い犬	犬を飼っていましたか。	はい ・ いいえ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>■市内での変更</b></li> <li>新たな飼い主に変更する手続きが必要です。</li> <li>※オンラインでの手続きも可能です。</li> <li>※マイクロチップを装着し、環境省のデータベースに登録している犬は、環境省データベースに所有者・住所の変更登録をしてください。この場合、市への届出は不要です。</li> <li><b>■市外へ転出</b></li> <li>当市での手続きはありませんが、転出先の市区町村で住所変更の手続きが必要です。一関市で交付した鑑札を転出先の市区町村へ提出し、手続きの方法を確認してください。</li> <li>※マイクロチップを装着し、環境省のデータベースに登録済の犬は、環境省データベースに所有者・住所の変更登録をあわせて行ってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬の鑑札など飼い犬を特定できるものをお持ちいただくと、手続きがスムーズです。</li> </ul>	本庁：生活環境課 (1階) ☎ 0191-21-8341  支所：市民福祉課

【一関市役所本庁・各支所】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
5 障がい福祉 ①	障害福祉サービス受給者証をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・障害福祉サービス受給者証の返還手続が必要です。	・障害福祉サービス受給者証	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
	自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・自立支援医療受給者の資格喪失手続が必要です。	・自立支援医療受給者証	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課または 東部・北部健康推進室
	特別障害者手当を受給していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・特別障害者手当受給者死亡の手続が必要です。	*個々に手続が異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
	障害児福祉手当を受給していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・障害児福祉手当受給者死亡の手続が必要です。	*個々に手続が異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
	経過的福祉手当を受給していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・経過的福祉手当受給者死亡の手続が必要です。	*個々に手続が異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
6 障がい福祉 ②	酸素濃縮器を使用し電気料の一部助成を受けていましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成資格喪失の手続が必要です。	*詳しい手続については、お問い合わせください。	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
7 障がい福祉 ③	心身障害者扶養共済の該当者でしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・死亡（重度障害）届書提出の手続が必要です。 ・年金請求の手続が必要です。	*詳しい手続については、お問い合わせください。	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
8 障がい福祉 ④	身体障害者手帳をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・身体障害者手帳の返還手続が必要です。	・身体障害者手帳	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
	療育手帳をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・療育手帳の返還手続が必要です。	・療育手帳	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・精神障害者保健福祉手帳の返還手続が必要です。	・精神障害者保健福祉手帳	本庁：福祉課（1階） ☎ 0191-21-8355 支所：市民福祉課または 東部・北部健康推進室

【一関市役所本庁・各支所】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
9 介護保険 ①	介護保険被保険者証をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・介護保険から発行されている被保険者証等を返却してください。	・介護保険被保険者証 ・（該当者のみ）負担割合証、負担限度額証等	本庁：長寿社会課 （1階） ☎ 0191-21-8370 支所：市民福祉課
			・送付先変更手続が必要な場合があります。 ・介護サービスを利用しており、高額介護サービス費等の給付を受けていた方又は介護保険の認定申請中の方はお問合せください。 ・申請者等：家族		本庁：長寿社会課 （1階） ☎ 0191-21-8370 支所：市民福祉課
10 介護保険 ②	介護手当または介護用品の支給を受けていましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・在宅寝たきり高齢者等介護手当受給資格喪失の手続が必要で す。		本庁：長寿社会課 （1階） ☎ 0191-21-8370 支所：市民福祉課
11 高齢福祉	緊急通報システム端末機の貸与を受けていましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・緊急通報システム端末機の返却の手続が必要です。 ※端末機返却の際は、撤去作業に立ち合いが必要です。		本庁：長寿社会課 （1階） ☎ 0191-21-8370 支所：市民福祉課
12 住民税・軽自動車税	市・県民税が課税されて いましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・死亡された方に市・県民税の残額がある場合や1月2日以降に死亡し次年度の課税対象となる場合、相続人に納めていただきますので、相続人代表者指定届出書の提出が必要です。 ※毎年1月1日現在、一関市に住所を有する方は、前年（1月1日～12月31日）の所得が次年度の課税対象となり、1月2日以降に死亡した方は、市・県民税の課税対象となります。	・相続人代表者指定（変更）届出書	本庁：市民税課（1階） ☎ 0191-21-8244 支所：市民福祉課
	軽自動車等（原動付自転車50cc～125cc、小型特殊自動車、ミニカー）を所有して いましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・名義変更又は廃車手続が必要で す。	・ナンバープレート（廃車時のみ） ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類	本庁：市民税課（1階） ☎ 0191-21-8241 支所：市民福祉課
	軽自動車等（125cc超の二輪車、軽四輪自動車）を所有して いましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・名義変更又は廃車手続が必要で す。	・住民票の写し ・車検証又は届出済証 ・ナンバープレート（廃車時のみ） 詳しくは、電話でお問い合わせください。	・一関地区交通安全協会（岩手県自家用自動車協会一関支部）0191-23-5264 ・東磐井地区交通安全協会（岩手県自家用自動車協会東磐井支部）0191-52-2343 ・岩手県軽自動車協会019-639-8021
13 固定資産税	固定資産を所有して いましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・所有していた場合には、固定資産現所有者申告書の提出が必要で す。 ・申請者：固定資産を現に所有する方（相続人など）	・固定資産現所有者申告書	本庁：資産税課（1階） ☎ 0191-21-8257 支所：市民福祉課

【一関市役所本庁・各支所】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
14	防災ラジオ FMあすも専用ラジオをお持ちでしたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・一人世帯の方が亡くなった場合には返却が必要です。 ※ラジオの返却は、本庁市民課または支所市民福祉課へお願いします。	・FMあすも専用ラジオ	本庁：政策企画課 (3階) ☎ 0191-21-8633 支所：地域振興課
15	森林を所有していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・新しく所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出が必要です。	・届出の原因を証明する書面 (登記事項証明書等)	本庁：林政推進課 (4階) ☎ 0191-21-8438 支所：産業建設課
16	農業を営んでいましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・諸手続きが必要な場合がありますので担当課にご連絡ください。		本庁：生産流通課 (4階) ☎ 0191-21-8426 支所：産業建設課
17	市営住宅 住民登録は市営住宅ですか。	はい ・ いいえ	・入居者が亡くなった場合は、異動届が必要です。	・亡くなった方の住民票の除票	本庁：都市整備課 (4階) ☎ 0191-21-8541 支所：産業建設課

【一関保健センター】 ※一関保健センターは別棟となっております。

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
18 子ども①	児童手当、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・受給者又は子どもが亡くなった場合、手続きが必要です。	・児童扶養手当又は特別児童扶養手当証書	一関保健センター： 児童保育課 ☎ 0191-21-2172 支所：市民福祉課
	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方と同居していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・家族構成に変更がある場合、手続きが必要です。	・児童扶養手当又は特別児童扶養手当証書	一関保健センター： 児童保育課 ☎ 0191-21-2172 支所：市民福祉課
	保育園、こども園に通っている子どもと同居していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・家族構成に変更がある場合、手続きが必要です。	・支給認定証	一関保健センター： 児童保育課 ☎ 0191-21-2172 支所：市民福祉課
	子育て応援在宅育児支援金を受給していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・受給者変更が必要になる場合があります。		一関保健センター： 児童保育課 ☎ 0191-21-2172 支所：市民福祉課

【教育委員会学校教育課】 ※教育委員会学校教育課は、花泉支所（3階）にあります。

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
19 子ども ②	児童・生徒の保護者となっていましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者変更の手続きが必要です。</li> <li>死亡された方が、保護者となっているかどうか分からない場合はお問い合わせください。</li> </ul>		花泉支所： 学校教育課（3階） ☎ 0191-82-2239  一関地域：児童保育課 （一関保健センター内） 支所：地域振興課

【農業委員会事務局】 ※農業委員会事務局は、川崎農村環境改善センター内にあります。

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
20 農地	農地を所有していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>※【重要】手続き前に、農地の相続手続きを行ってください。</li> <li>相続登記が完了した後に、相続人は届け出が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記完了証の写し</li> </ul>	本庁：農政推進課 （4階） ☎ 0191-21-8421  支所：産業建設課 （川崎支所のみ農業委員会事務局） ☎ 0191-43-3606

【上下水道お客様センター】 ※上下水道お客様センターは、本庁及び千厩支所内にあります。

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
21 水道	市の水道を使用していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の使用を中止する場合は中止届の手続きが必要です。</li> <li>水道の契約者が変更となる場合は変更届の手続きが必要です。</li> </ul> ※電話、インターネットでも手続き可能です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道お客様センターに連絡し手続きを行ってください。</li> </ul>	本庁：（1階） 上下水道お客様センター ☎ 0191-21-8562 （一関、花泉地域）  千厩支所：（3階） 上下水道お客様センター 千厩 ☎ 0191-53-2130 （大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域）

【いわて平泉農協各支店】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
22 農業者年金	農業者年金に加入又は年金を受給していましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・農業者年金の手続きが必要です。 申請者：生計同一の配偶者など。	・農業者年金証書(被保険者証) ・印鑑 ・申請者の通帳 ・亡くなった方の戸籍謄本など	いわて平泉農協各支店 (農業委員会事務局) (各支所産業建設課)

【一関税務署】 ※手続きは一関税務署になります。

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
23 税務署	何か収入がありましたか。	はい ・ いいえ ・ わからない	・対象者が死亡した年の1月1日から死亡日までの所得税や消費税について、死亡者の準確定申告書や各種届出書の提出が必要な場合があります。	・一関税務署にお問い合わせご確認ください。	一関税務署： ☎ 0191-23-4205
	相続税の申告について質問がありますか。	はい ・ いいえ	・相続税の申告手続に関しては税務署にご相談ください。	・一関税務署にお問い合わせご確認ください。	一関税務署： ☎ 0191-23-4205

【盛岡地方法務局水沢支局】 ※手続きは盛岡地方法務局水沢支局になります。

No.	手続きが必要な方について	○印	手続内容等	担当課
24 法務局	被相続人から土地や建物を相続しましたか。	はい ・ いいえ	・土地や建物を相続した場合、所有権の移転の登記の申請が必要となります。 ・登記の申請に必要な書類等は右へお問い合わせください。	盛岡地方法務局水沢支局 ☎ 0197-24-0511 ホームページ <a href="https://houmukyoku.moj.go.jp/morioka/">https://houmukyoku.moj.go.jp/morioka/</a>

関係部署・機関の連絡先

本 庁	竹山町7番2号	☎ 0191-21-2111
花泉支所	花泉町涌津字一ノ町29番地	☎ 0191-82-2211
大東支所	大東町大原字川内41番地2	☎ 0191-72-2111
千厩支所	千厩町千厩字北方174番地	☎ 0191-53-2111
東山支所	東山町長坂字西本町105番地1	☎ 0191-47-2111
室根支所	室根町折壁字八幡沖345番地	☎ 0191-64-2111
川崎支所	川崎町薄衣字諏訪前137番地	☎ 0191-43-2111
藤沢支所	藤沢町藤沢字町裏187番地	☎ 0191-63-2111
一関保健センター	山目字前田13番地1	☎ 0191-21-2160
教育委員会学校教育課	花泉町涌津字一ノ町29番地	☎ 0191-82-2239
農業委員会事務局	川崎町薄衣字諏訪前137番地	☎ 0191-43-3606
一関税務署	城内3番2号 一関合同庁舎	☎ 0191-23-4205
盛岡地方法務局水沢支局	奥州市水沢字多賀97番地	☎ 0197-24-0511
一関年金事務所	五代町8番23号	☎ 0191-23-4246

このチェックシートにより、手続きのご確認をお願いします。また、手続きの際は忘れずにご持参ください。

亡くなった方の住所が一関市の場合には、各種手続きが必要となります。詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

また、亡くなった方の周りで、こころや身体の悩みを一人で抱え込んでいる方がいましたら、相談できる場所があります。

●健康相談・訪問相談 ●公認心理師による心の相談

お問い合わせ先 健康づくり課（一関保健センター内） ☎ 0191-21-2160

東部健康推進室（千厩支所内） ☎ 0191-53-3952

北部健康推進室（大東支所内） ☎ 0191-72-4087

●こころサロン一関（自死遺族の方）

お問い合わせ先 一関保健所 ☎ 0191-26-1415